

## 木造 3 階建て地盤調査書の取り扱い

## 【木造 3 階建ての確認申請書に地盤調査書を添付願います。】

平成 19 年法改正により、木造 3 階建ては地盤調査書をもとにした「基礎・地盤説明書」を確認申請書に添付することが必要となりました。

## 【基礎・地盤説明書に明示すべき事項を明記ください。】

(建築基準法施行規則第 1 条の 3・表 3・「基礎・地盤説明書」に明示すべき事項)

- ・ 地盤調査方法及びその結果
- ・ 地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む）の位置
- ・ 地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く）
- ・ 基礎の工法（地盤改良を含む）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別
- ・ 構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値
- ・ 地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法

## 【既存建築物等があり申請時に地盤調査ができない場合】

(1) 近隣の地盤調査結果をもとに、基礎構造形式、地盤改良工法等の設計内容を「基礎・地盤説明書」に明記し、併せて当該調査方法に関しては近隣データによる旨を明記して下さい。

※ 近隣の他の敷地に関する地盤調査書を使用することの妥当性について、建築計画が法令に適合する合理的な理由が説明できる場合には可能であると考えます。(確認・検査・適合性判定の運用等に関する Q & A より抜粋)

(2) 更に、地盤調査計画を申請図面に明記し、着工前に地盤資料と確定した基礎工法を提出する旨を「基礎・地盤説明書」に記載願います。この場合、着工前に当該資料を提出してください。

(3) 上記 (1) により確認申請時に申請図書に記載した基礎構造形式、地盤改良工法等がその後の地盤調査の結果、異なる構造形式となった場合は、計画変更扱いとなることにご留意ください。